

# 目次

第1章	GAPとは	4
1.	GAPの基本	4
2.	リスクを小さくするための取組み	7
3.	日常的取組み	8
4.	第三者による評価	9
5.	日本のGAPの現状	11
第2章	グローバルGAPの特徴	15
1.	国際標準	15
2.	厳格な第三者認証	18
3.	「なぜ？」を考える	19
4.	グローバルGAPのメリット	22
5.	グローバルGAP認証取得の前に	23
第3章	グローバルGAP認証の取得に向けて	25
1.	グローバルGAP認証取得までの流れ	25
2.	認証取得に向け最低限行うべきこと	26
①	リスク評価を行う	26
②	記録を残す	27
③	原則と基準（チェックリスト）に目をとおす	30
④	グローバルGAPの範囲	41
第4章	認証取得に向けた具体的取組み	43
1.	個別認証の取得	43
①	最初の一步	43
②	記録と保管	44
③	審査とコスト	45
④	審査結果と対応	47

2. グループ認証の取得 .....	49
① 個別認証との違い .....	50
② 内部農場監査員、内部QMS 監査員 .....	51
③ グループ全体の最初の一步.....	54
④ 審査とコスト.....	55
⑤ グループ認証のメリット、デメリット .....	58
3. 認証の維持・継続.....	60
第5章 グローバルGAPを活用した経営改善 .....	61
1. 経営改善の継続.....	61
2. トレーサビリティ .....	63
3. サイトの管理.....	65
4. 残留農薬基準値超過 .....	68
5. 農薬の保管 .....	72
6. 微生物汚染 .....	76
7. 農作業中の事故.....	80
8. 危害要因と応急措置 .....	83
9. 働く人の福祉.....	84
10. アレルゲン対策.....	85
11. 総合的病害虫管理（IPM） .....	88
12. エネルギー効率.....	90
第6章 輸出への活用 .....	91
1. 検疫.....	92
2. 残留農薬基準.....	93
3. ハラール.....	94
4. 表示.....	95
5. GAP .....	96
第7章 国内の食品衛生管理 .....	97
第8章 グローバルGAP認証取得者からの声 .....	98

# 第1章 GAPとは

## 1. GAPの基本

GAPとは、Good Agricultural Practiceの頭文字を取ったものです。

そのまま訳せば『よい農業の実践』ということです。

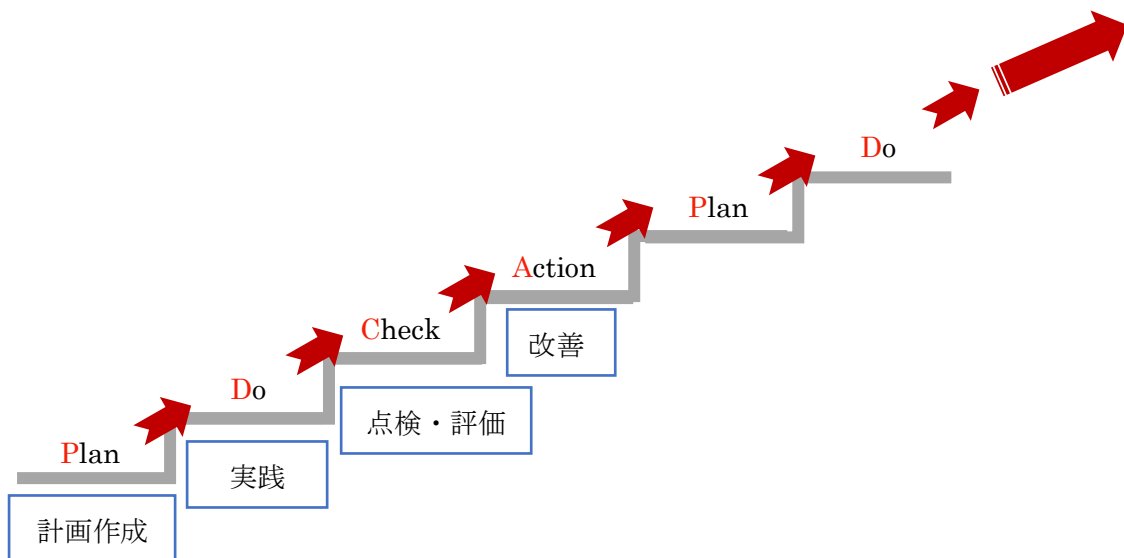
日本国内では、農業生産工程管理とか適正農業規範と呼ばれており、農業生産現場における継続した改善活動として取組まれています。

グローバルGAPの目標は『持続可能な農業の実践』であり、そのために農業経営の改善を進めていくことが必要となります。

これは、PDCAサイクル、つまり

P(Plan=計画作成)→D(Do=実践)→C(Check=点検・評価)→A(Action=改善)を回していくということであり、経営者も従業員も自分たちの頭で考えて、改善活動が続けていくことです。

グローバルGAPにおいては、取組むべき事項が「原則及び基準」として整理されており、審査の際にはきちんと取組まれているかどうかということの確認が行われていきます。




## 事例

原則の欄には、生産国で認可された「農薬」のみを使用していることが記載されています。

日本においては、病虫害防除に使用する農薬は農薬取締法に基づいて登録された農薬及び特定農薬のみを使用するようになっています。

日本のような厳格な制度がない国などにおける留意事項なども記載されていますが、日本においては「農薬取締法」を守っていれば基本的な問題はありません。

このほかにもいくつか農薬に関する原則がありますので、そのうちの一部について見ていきます。

 FV - Smart32.01.02 を見てください。

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 32.01.02	農薬および特定防除資材(PPP)およびその他の処理を、製品ラベルの推奨事項に従って適切に施用している。	生物的防除資材を含む農薬および特定防除資材が、特定の作物や意図された目的(すなわち、病虫害・雑草、または介入対象)に対して認可され、ラベルの推奨事項や公的な登録機関の公表に従って使用されていることを確実にするしくみがなければならない。 生産者が農薬および特定防除資材を適用外使用する場合、当該国で当該作物に対する当該農薬および特定防除資材の使用についての公式な承認を示す証拠がなければならない。 すべての農薬および特定防除資材は、正確かつ適切にラベル表示されていなければならない。	上位の義務

ここでは、農薬の製品のラベルに従って使用することが求められています。

日本の農薬取締法においては、登録農薬はその製品に適切な表示がなされていなければならない、農薬使用者はそのラベルの記載事項を守って使用しなければいけません。

日本の農薬取締法が「ラベル主義」と呼ばれているのはこのためであり、すべての農薬使用者はラベルの記載どおりに使用することが義務とされており、**農薬取締法を守っていれば、この原則はクリア**したということです。

もしラベルに記載されていないような使用を行った場合には、この原則に反することになりますが、それ以上に農薬取締法違反になり罰則がかかる可能性があるため十分留意してください。